

2018年度 同志社大学大学院 司法研究科

前期日程入学試験問題 法律科目試験 (刑法)

次の（設例）を読んで、XとYの罪責について論じなさい（ただし、住居侵入罪および特別法違反の点を除く。）。（配点：100点）

（設例）

暴力団A組の構成員であるX（男性、21歳）は、普段、近所に住むY（男性、14歳）ら中学生が公園でキャッチボールやサッカーをして遊んでいるのに加わったり、他から盗んできたバイクをYらに見せて運転方法を教えたりしていた。Yは、Xが暴力団員であると聞いていた上、その風体や言動などからXを怖いとは思っていたものの、反面いろいろ教えてくれる面白い人とも思っていた。また、Xは、Yらに暴力を振るうこともなかった。

某日午後8時ころ、Xは、Yが公園でシンナーを吸っているところを目撃した。Xは、以前から、A組と敵対する暴力団B組の幹部であるCの木造一軒家の居宅（以下「C方」という。）を燃やして手柄を立てようと思っていたことから、この機会に、Yの弱みに付け込んでYにC方の放火を実行させようと考えた。

Xは、Yに対し、「お前がシンナーを吸ってるのを見たぞ。ばらされたくなかったら、近所のCの家に火をつけて全焼させろ。」と命じた。Yは、放火は悪いことであると思ったので、「嫌です。」と言ったが、Xは、「心配するな。Cはすぐ逃げるだろうから人が死ぬことはない。」と言った。それでもYが断ると、Xは、Yをにらみつけて、「シンナーのことをばらすぞ。俺の言うことが聞けないのか。」ときつい声で命令した。Yは、Xに殴られることなどはないだろうと思ったが、シンナーを吸っていたことを他人に知られたくないと思い、「分かりました。」と答えた。

同日午後9時ころ、Xは、YをC方まで連れて行き、「あれがCの家だ。このライターで玄関に火をつけろ。」と言い、Yにライターを渡して、その場から立ち去った。残されたYは、C方の玄関に直接火をつけても燃えないだろうと思い、C方の敷地内のゴミ置き場（C方の玄関からの距離は約2メートル）に置かれていたゴミや新聞紙の束に火をつけてC方の建物部分にまで延焼させようと考えた。Yがそのゴミ等に上記ライターで火をつけると、ゴミ等から高さ1メートルほどの炎が上がった。Yは、これを見て、大変なことをしたと後悔したが、119番通報すると自分の犯行が発覚するかもしれないと思い、C方のインターホンを押し、Cに対し、「玄関横のゴミ置き場から火が出ています。早く消してください。」と言って、少し離れたところから様子をうかがった。Cがすぐに出てきて、消火器でゴミ等から出ている火を完全に消したため、C方の建物部分は全く燃えなかった。Yは、それを見て安心し、その場から立ち去った。